

第103回南あわじ市議会定例会議事日程（第5号）

令和3年6月23日（水）午前10時開議

第1 議案第46号～議案第48号、議案第59号～議案第60号（5件一括上程）

議案第46号 令和3年度南あわじ市一般会計補正予算（第2号）

議案第47号 南あわじ市個人情報保護条例及び南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第48号 南あわじ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第59号 南あわじ市ケーブルテレビ設備等撤去工事請負契約の締結について

議案第60号 賀集小学校校舎大規模改造工事（第1期）請負契約の締結について

第2 議案第49号～議案第58号（10件一括上程）

議案第49号 南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第50号 南あわじ市税条例等の一部を改正する条例制定について

議案第51号 南あわじ市産業廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例制定について

議案第52号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

議案第53号 南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第54号 南あわじ市南淡路駐車場施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第55号 字の区域の変更について（新田地区）

議案第56号 字の区域の変更について（倭文長田、松帆慶野地区）

議案第57号 （普）堀岸川護岸整備工事（第1期）請負変更契約の締結について

議案第58号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

第3 発委第3号 市長の専決処分事項に関する条例制定について

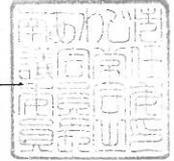
第4 議員派遣の申し出

第5 議会運営委員会、常任委員会の閉会中の継続調査の申し出

令和3年6月18日

南あわじ市議会議長 長 船 吉 博 様

総務文教常任委員会委員長 小 島



委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案第46号	令和3年度南あわじ市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第47号	南あわじ市個人情報保護条例及び南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第48号	南あわじ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第59号	南あわじ市ケーブルテレビ設備等撤去工事請負契約の締結について	原案可決
議案第60号	賀集小学校校舎大規模改造工事（第1期）請負契約の締結について	原案可決

令和3年6月21日

南あわじ市議会議長 長 船 吉 博 様

産業厚生常任委員会副委員長 印 部 久 信



委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案第49号	南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第50号	南あわじ市税条例等の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第51号	南あわじ市産業廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第52号	南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第53号	南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第54号	南あわじ市南淡路駐車場施設条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第55号	字の区域の変更について（新田地区）	原案可決
議案第56号	字の区域の変更について（倭文長田、松帆慶野地区）	原案可決
議案第57号	（普）堀岸川護岸整備工事（第1期）請負変更契約の締結について	原案可決
議案第58号	南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

発委第3号

令和3年6月23日

南あわじ市議会議長 長 船 吉 博 様

提出者

議会運営委員会委員長 谷 口 博 文



市長の専決処分事項に関する条例制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

南あわじ市条例第 号

市長の専決処分事項に関する条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定及びその和解に関することで、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 67 条第 2 項に規定する交通事故に係るもの（自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に規定する自動車損害賠償責任保険契約及び自動車損害賠償責任共済契約、自動車損害共済総合業務規程（平成 26 年公益社団法人全国市有物件災害共済会規程）による共済委託契約並びにその他の自動車保険契約及び自動車損害共済委託契約に基づき保険会社又は組合から支払いを受けることができる保険金又は共済金相当額の範囲内に限る。以下同じ。）については、市長において専決処分することができるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に発生した交通事故に係るものについて適用する。

提出の理由

この条例制定は、本来、議会の権限に属する事項について、迅速な対応を行うことにより、円滑かつ能率的な行政運営を図るため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、法律上市の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、市長が専決処分することができる事項として新たに指定するものです。

なお、附則でこの条例は、公布の日から施行し、同日以後に発生した交通事故に係るものについて適用すると定めています。

議員派遣申出書

令和3年6月23日 定例会

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第162条の規定により議員を派遣する。

- 1 東播・淡路市議会議長会定例会
 - (1) 目的 定例会
 - (2) 派遣場所 加古川プラザホテル
 - (3) 期間 令和3年7月13日
 - (4) 派遣議員 正副議長

- 2 淡路議会議員研修会
 - (1) 目的 研修会
 - (2) 派遣場所 湊地区公民館
 - (3) 期間 令和3年7月28日
 - (4) 派遣議員 全議員

令和3年6月23日

南あわじ市議会

議長 長 船 吉 博 様

議会運営委員会

委員長 谷 口 博 文



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2. 期 限

次回定例会迄

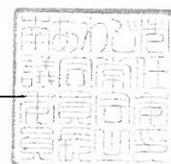
令和3年6月23日

南あわじ市議会

議長 長船吉博 様

総務文教常任委員会

委員長 小島



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 市の総合的企画、調整について
- (2) 行財政計画について
- (3) 市有財産の維持管理と財源の確保について
- (4) 情報化の推進について
- (5) 離島振興対策について
- (6) 国際交流及び友好市町の調査について
- (7) 人権施策について
- (8) 消防・防災対策の推進について
- (9) 教育の充実・文化、スポーツの振興と関係施設の整備について
- (10) 青少年の健全育成について
- (11) 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に関すること

2. 期 限

次回定例会迄

令和3年6月23日

南あわじ市議会

議長 長船吉博 様

産業厚生常任委員会

副委員長 印部久信



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 税の賦課徴収について
- (2) 生活環境の整備推進について
- (3) 福祉対策について
- (4) 介護保険と高齢化社会対策について
- (5) 医療体制と健康づくりの推進について
- (6) 商工業及び観光の振興について
- (7) 農業振興の推進について
- (8) 水産振興の推進について
- (9) 都市整備事業の推進について
- (10) 下水道事業の推進について
- (11) 農業委員会に関する事

2. 期 限

次回定例会迄

令和3年6月23日

南あわじ市議会

議長 長船吉博 様

議会広報広聴常任委員会

委員長 北条志津子



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会広報誌に関する事項
- (2) 議会報告会に関する事項
- (3) 議会ホームページに関する事項
- (4) 議会ライブ配信、録画配信に関する事項
- (5) その他議会広報広聴活動に関する事項

2. 期 限

次回定例会迄